

立川市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月15日

提出者 立川市長 清水庄平

理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項前段の規定による。

## 立川市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

立川市行政財産使用料条例（昭和38年立川市条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前				
(使用料の額)	(使用料の額)				
第2条 ……略……	第2条 ……略……				
2 建物の一部を使用させる場合であって、使用期間が1日に満たないときの使用料は、前項第3号の <u>定めに</u> かかわらず、適正な方法により算定した額とする。	2 建物の一部を使用させる場合であって、使用期間が1日に満たないときの使用料は、前項第3号の <u>規定に</u> かかわらず、適正な方法により算定した額とする。				
3 自動販売機を設置する目的で土地又は建物の一部を使用させるときの使用料は、第1項第1号又は第3号に <u>掲げる額</u> に付加使用料（自動販売機の売上金額に100分の10以上を乗じて得た額とする。）を加えた額とする。	3 自動販売機を設置する目的で土地又は建物の一部を使用させるときの使用料は、第1項第1号又は第3号に <u>規定する額</u> に付加使用料（自動販売機の売上金額に100分の10以上を乗じて得た額とする。）を加えた額とする。				
4 <u>前3項の規定に</u> かかわらず、写真又は映像の撮影を目的とする土地又は建物の使用に係る使用料は、別に使用料の定めのある施設を除き、別表に定める額とする。					
(使用料の減免)	(使用料の減免)				
第5条 市長は、次の各号の <u>いずれかに</u> 該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。	第5条 市長は、次の各号の <u>二に</u> 該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。				
(1)及び(2) ……略……	(1)及び(2) ……略……				
別表（第2条関係）					
<table border="1"><tr><td>撮影時間（1日につき）</td><td>4時間以内</td><td>4時間を超え8時間以内</td><td>8時間を超える場合</td></tr></table>	撮影時間（1日につき）	4時間以内	4時間を超え8時間以内	8時間を超える場合	
撮影時間（1日につき）	4時間以内	4時間を超え8時間以内	8時間を超える場合		

<u>使用料（1日につき）</u>	<u>15,000円</u>	<u>30,000円</u>	<u>45,000円</u>	
-------------------	----------------	----------------	----------------	--

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。